

平成 2 8 年 第 3 回

# 武蔵村山市教育委員会定例会

平成 2 8 年 3 月 1 7 日

武蔵村山市教育委員会

## 平成28年第3回武蔵村山市教育委員会定例会

1. 日 時 平成28年3月17日(木)

開会 午前 9時31分

閉会 午前11時08分

2. 場 所 武蔵村山市役所4階 401大集会室

3. 出席委員 持 田 浩 志 (教育長) 土 田 三 男  
高 橋 勝 義 本 木 益 男  
島 田 妙 美

4. 説明のため出席した者の職氏名

教育部長	中野 育三	学校教育担当部長	榎並 隆博
教育総務課長	松下 君江	教育施設担当課長	比留間光夫
指導・教育センター担当課長	小嶺 大進	学校給食課長	神山 幸男
文化振興課長	山田 義高	スポーツ振興課長	指田 政明
図書館長	乙幡 孝	指導主事	西原 英治
指導主事	村上 正昭		

5. 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策グループ	内田 朋英
	橋本真奈美

## 議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育委員会教育長職務代理者の指名について
- 4 教育委員会代表教育委員の指名について
- 5 教育長報告
- 6 議案第11号 担当部長及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱について
- 7 議案第12号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 8 議案第13号 武蔵村山市教育委員会職員の職名に関する規程の一部を改正する規程について
- 9 議案第14号 武蔵村山市立学校 I C T 教育環境整備計画について
- 10 議案第15号 平成28年度武蔵村山市学校給食基本計画について
- 11 議案第16号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の委員の任命について
- 12 議案第17号 武蔵村山市社会教育委員の委嘱について
- 13 議案第18号 武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 14 議案第19号 武蔵村山市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 15 議案第20号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱について
- 16 協議事項 平成28年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞（案）について
- 17 その他
- 18 議案第21号 東京都教育委員会職員の派遣に関する協定締結の臨時代理の承認について
- 19 議案第22号 指導主事の任命について
- 20 議案第23号 統括校長の任命について

◎開会の辞

○持田教育長 おはようございます。

本日の会議に際し、2名の方から傍聴の申出がありましたので、武蔵村山市教育委員会会議規則第29条の規定に基づき、会議の傍聴を許可しましたので、報告いたします。

本日の出席委員は全員でございます。

これより平成28年第3回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

---

◎議事日程の報告

○持田教育長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 御異議なしと認め、配付のとおり決定いたします。

---

◎日程第1 会期の決定

○持田教育長 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

---

◎日程第2 前回会議録の承認

○持田教育長 日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

本件は、これを承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

---

◎日程第3 教育委員会教育長職務代理者の指名について

○持田教育長 日程第3、教育委員会教育長職務代理者の指名についてを議題といたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うことになっております。

よって、武蔵村山市教育委員会教育長職務代理者について、私から指名をさせていただきます。

教育長職務代理者に、土田委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

なお、教育長職務代理者としての任期は、武蔵村山市教育委員会教育長職務代理者の任期に関する内規第2条により、1年と規定されておりますことから、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとなりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ここで、土田教育長職務代理者から、一言御挨拶をお願いいたします。

○土田職務代理者 ただいま教育長の方から職務代理の命を受けました。私自身、力不足ではございますが、教育長はじめ各教育委員の皆さんに御指導をいただきながら、そして、教育委員会事務局の皆さんにお力をいただいて、この任に務めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○持田教育長 よろしく願いいたします。

---

#### ◎日程第4 教育委員会代表教育委員の指名について

○持田教育長 日程第4、教育委員会代表教育委員の指名についてを議題といたします。

武蔵村山市教育委員会代表教育委員設置要綱第2条の規定により、代表教育委員は職務代理者である委員、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により指名された委員以外の委員のうちから、教育長及び委員の推薦に基づき教育長が指名することとなっております。

どなたか御推薦をお願いいたします。

本木委員。

○本木委員 現代表教育委員の高橋勝義委員にぜひ引き続きお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○持田教育長 ただいま、本木委員より高橋勝義委員との声がありましたが、ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 ほかに推薦がありませんので、私から高橋委員を推薦いたします。

代表教育委員、高橋勝義委員によろしく願いいたします。

○高橋代表教育委員 精いっぱい頑張らせていただきます。よろしく願いいたします。

○持田教育長 御異議なしと認め、高橋委員が武蔵村山市教育委員会代表教育委員に決定いたしました。

なお、代表教育委員としての任期は、武蔵村山市教育委員会代表教育委員設置要綱第4条により、1年と規定されておりますことから、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとなりますので、よろしく願いいたします。

ただいま御挨拶いただきましたが、手順として、もう一度ここで高橋代表教育委員から御挨拶をお願いします。順番が逆になってしまい申し訳ありません。

○高橋代表教育委員 武蔵村山市の教育のために精いっぱい頑張らせていただきたいと思います。その意味でも事務局の皆さんの御支援・御努力を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

○持田教育長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

---

#### ◎日程第5 教育長報告

○持田教育長 日程第5、教育長報告を議題といたします。

第1点目でございますが、平成28年第1回市議会定例会一般質問対応状況についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育部長から報告いたします。

中野教育部長。

○中野教育部長 それでは、平成28年第1回市議会定例会一般質問対応状況につきまして、御説明申し上げます。

第1回市議会定例会は、2月29日から3月25日までの間、開催されております。一般質問につきましては、3月3日、4日、7日、8日の4日間にわたり、教育委員会関係の質問につきましては6人の議員の方々から9項目の質問がございました。質問に対します答弁要旨等につきましては、資料のとおりでございますので、後ほど御覧いただければと存じます。

説明につきましては、以上でございます。

○持田教育長 続きまして、2点目でございます。平成27年度教育関係表彰者等一覧について

でございます。

資料2を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、平成27年度教育関係表彰者等一覧について、御報告申し上げます。

資料2を御覧いただきたいと思います。

東京都平成27年度教育委員会児童・生徒等表彰でございますが、第十小学校吹奏楽クラブ「くすのきジャズオーケストラ」が、市内に伝わる「重松囃子」や「横中馬獅子舞」で使用されている「岡田くずし」を吹奏楽で演奏できるように編成し、原曲のもつ良さを再現しつつ、現代にも親しみやすいジャズアレンジしたものを地域行事で演奏するなど、郷土音楽の普及と継承のほか、地域との連携強化に貢献した功績によりまして、表彰を受けたものでございます。

表彰式につきましては、平成28年2月13日に行われました。

なお、東京都内におきまして、小学校では56件、中学校では59件が受賞しておりますことを申し添えます。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、3点目でございます。定期健康診断における結核健康診断マニュアル（改訂版）についてでございます。

資料3、別冊を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、定期健康診断における結核健康診断マニュアル（改訂版）について、御報告を申し上げます。

今回の改訂は、保健調査票の書式改訂に伴い、結核健康診断問診票の問診内容を新たに反映させ、本マニュアル中の文言、書式の訂正を図るものでございまして、健診の流れそのものを変更するものではございません。

それでは、資料3、別冊の表紙をおめくりいただき、裏面の目次を御覧いただきたいと思っております。

目次につきましては、変更は特にございません。Ⅰでは結核健康診断の実施、Ⅱでは資料

と、2部構成になってございます。

1 ページを御覧いただきたいと思います。

1 ページから6 ページまでのうち、改訂前では結核健康診断問診票（様式1）とありましたものを、**秘**保健調査票に変更してございますので、2 ページ以降、同様の御説明は省略させていただきます。

2 ページを御覧いただきたいと思います。

2 結核健康診断のスケジュールでございますが、改訂前には結核健康診断問診票を様式1としておりましたが、このたび様式からは外すため、様式の付番が繰り上がることとなりました。

次に、3 ページを御覧いただきたいと思います。

3 精密検査対象者の決定方法でございます。

（3）において精密検査対象候補者を①から⑤までの項目のいずれかに該当する者といたしまして、分かりやすく記載を変更してございます。

次に、4 ページを御覧いただきたいと思います。

4 密検査対象者選定の基準でございます。

（1）精密検査対象者についての基準では、①呼吸器症状については、最近2週間以上、「せき」や「たん」が続いている者に変更してございます。

②では、「高まん延国」を、WHOが指定している「高負担国」と、それ以外で「推定罹患率が高い国・地域等」に分けて記載をしてございます。

5 ページを御覧いただきたいと思います。

こちらには、結核健康診断に係る提出書類等を定めてございます。

6 ページを御覧いただきたいと思います。

こちらには、内科健康診断未受診者への対応及び途中転入者への対応方法を定めてございます。

7 ページでは、精密検査実施方法を定めてございます。

5 ページから7 ページまでは、変更点はございません。

8 ページを御覧いただきたいと思います。これ以降につきましては、資料を掲載してございますが、今回、胸部レントゲン撮影・ツベルクリン反応検査受診のお願い（通知）を追加して添付してございます。

様式につきましては、後ほど御覧くださるようお願い申し上げます。



以上が、定期健康診断における結核健康診断マニュアル（改訂版）についての変更点でございますが、あらかじめ学校に対しましては、医師会を通して御協議をいただき、御了承をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○持田教育長 続きます、4点目でございます。

小中一貫教育の推進及び第11回小中一貫教育全国サミットについてでございます。

資料4、別冊を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、学校教育担当部長から報告いたします。

榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、本市における今後の小中一貫教育の推進及び第11回小中一貫教育全国サミット in 武蔵村山の開催について、御報告いたします。

まず、小中一貫教育の推進でございますが、昨年度末に「武蔵村山市立小中一貫校の在り方検討委員会」を設置し、本市における小中一貫教育の推進について、昨年度末に委員の皆様にも御覧いただいた事務局作成の資料をもとに検討をいただきました。その内容につきましては、昨年10月の定例会において御報告をさせていただいたところでございます。

このほど、この御報告を踏まえた新たな資料を作成し、本日御配付させていただきました。表紙は、本市及び国における小中一貫教育の動向と、後ほどお話をいたします、第11回小中一貫教育全国サミット in 武蔵村山のご案内となっております。

おめくりいただきますと、2ページ、3ページには、本市の一貫校についての現状を踏まえてお示しをしております。施設一体型の村山学園、施設隣接型の大南学園のほか、国が示しております施設分離型や、新たに「校区一体型」という表現を用いておりますが、いわゆる一中校区、三中校区、五中校区の取組が、こういった形でより充実した小中一貫教育となり、進めていかれることの期待を表現した資料となっております。

裏面には、現状と展望をお示ししております。

このリーフレットの内容につきましては、その趣旨を踏まえ、今後広く発信をしてまいりたいと考えております。

さらに、これらの取組を踏まえ、このほど第11回小中一貫教育全国サミット in 武蔵村山の開催が、第10回小中一貫教育全国サミット in 奈良の総会において正式に決定をいただき、平成28年10月21日・22日に本市で開催されることとなりました。当日は、小中一貫校村山学園、小中一貫校大南学園で、それぞれ特色ある取組を公開し、さらに第五中学校を会場に、

一中校区の一小・九小・一中、三中校区の三小・雷塚・三中、五中校区の二小・八小・十小・五中、それぞれの特色ある取組を公開し、全校での発表ということを予定しております。

教育委員会事務局も、これまで各地で開催されてまいりました全国サミットに参加し、それぞれの取組を見させていただいておりますが、本市ならではのインパクトのある発表を御覧いただけるものと考えております。

当日は委員の皆様にも御参加をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

御報告は以上でございます。

○持田教育長 続きまして、5点目でございます。

小中一貫校大南学園の学園歌及びシンボルマークの決定についてでございます。

資料5を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、学校教育担当部長から報告いたします。

榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、小中一貫校大南学園の学園歌及びシンボルマークの決定について、御報告をいたします。

平成28年4月に本開校となります本市2校目の小中一貫校大南学園でございますが、これまでの第七小学校としての校歌及び第四中学校としての校歌とは別に、一貫校としての心の統合を図るために、このほど学園歌を作成いたしました。

学園歌の歌詞は、大南学園に集う子供たちの思いを生かすために、児童・生徒のアイデアと教職員の思いを集めて、最終的に第七小学校の為國教諭が1つの歌詞としてまとめ上げたものに、音楽家である砂原氏が作曲及び同じく音楽家である小野氏の編曲により作り上げられたものでございます。

今後は、それぞれの学校行事や大南学園としての行事の際に歌っていくとのことでございます。

さらに、同じく小中一貫校大南学園としての心の統合を図ることを狙いに、シンボルマークを作成いたしました。このシンボルマークの決定に当たりましては、まず第七小学校・第四中学校それぞれの児童・生徒から案を募集しました。100点を超える案の中から、本開校に向けて学校運営協議会の中で組織しておりました「学園章検討委員会」において、候補を6点に絞りました。この6点について、両校職員や教育委員会事務局等も意見を述べ、その集約をし、最終的に学園章検討委員会で決定したものがお手元の資料で御覧いただいている

ものでございます。

市の鳥であるメジロと市章をデザイン化し、無限の可能性をもつ子供たちが、夢や希望をもって未来に羽ばたくことを願って決定されたものでございます。こちらも、大南学園としての行事のほか、ホームページやパンフレット、封筒等に用いて、小中一貫校としての子供たちの心の統合に役立てていきたいとのことでございます。

御報告は以上でございます。

○持田教育長 続きまして、6点目でございます。

平成27年度教員の研究・研修活動についてでございます。

資料6を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 それでは、平成27年度教員の研究・研修活動について、御説明いたします。

本市におきましては、1校1研究の趣旨から、各学校において国や都の研究指定を受け、児童・生徒の生きる力の育成に資する指導力の向上を図っているところでございますが、加えて、文部科学省や東京都教育委員会の研修制度等を利用し、自らの資質を高める研究を推進している教員の活動について一覧にいたしました。

本資料にございます中央研修は、独立行政法人教員研修センターが主催し、文部科学省が共催をしている事業でございます。また、英語科教員海外派遣研修、東京都教育研究員及び東京教師道場は東京都教育委員会の事業でございます。

1段目、2段目の中央研修には、雷塚小学校・井上瑤子教諭と、第三中学校・松橋翔教諭が参加いたしました。この中央研修は、全国の都道府県から推薦された教員が設定されたテーマの指導者となるための研修であり、研修受講後は、各地域や学校等の講師として指導助言を行うものでございます。

3段目から5段目の英語科教員海外派遣研修につきましては、都内公立学校の若手英語科教員を英語を公用語とする国に派遣し、大学等の高等教育機関が運営する英語教授法に係る研修を受講し、最新の教授法を修得するとともに、その指導法を生かし、生徒の英語によるコミュニケーション能力を向上させることを目的としております。

本市からは、村山学園・板鼻彩加教諭、第三中学校・小野瀬佳図教諭、第四中学校・和佐田舞教諭の3名が6月から8月までの3か月間、板鼻教諭と和佐田教諭がニュージーランド

で、小野瀬教諭がアメリカでそれぞれ研修を行いました。

また、6段目から10段目は東京都教育研究員でございます。第八小学校・椎野祐司主任教諭、第一中学校・田村美嘉教諭、同じく第一中学校・北原みつき教諭、第三中学校・田中森恵教諭、大南学園第四中学校・今隆史教諭が、それぞれの教科等について研究を進めました。

また、その成果を、東京都教育研究員発表会として、全都の教員へ広く発信いたしました。

11段目以降は東京教師道場でございます。第三小学校・保科互隆主幹教諭、第二小学校・赤坂弘樹主幹教諭、第十小学校・大澤利香子教諭は、リーダーとして、東京教師道場部員に対し、模範授業を示したり、部員の授業の指導助言を行ったりしてまいりました。

11ページには、東京教師道場2年次の4名の教員。こちらは12月から2月にかけて授業公開及び研究協議会を開き、その成果を市内に広く発信したところでございます。

また、東京教師道場1年次の教員につきましては、来年度に2年目の研究を行うこととなっております。

ここにお示しいたしました23名の教員は、それぞれの研究活動を通して各教科等の専門性を高め、日々の教育活動に還元しているところでございます。教育委員会といたしましても、引き続き指導助言等をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、7点目でございます。

平成27年度武蔵村山市立学校教員研修「輝きアップ研修」受講内容等一覧についてでございます。

資料7の1及び資料7の2、別冊になっております。そちらを御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 それでは、平成27年度武蔵村山市立学校教員研修「輝きアップ研修」受講内容等一覧について、御説明をいたします。

資料には、平成25年7月に施行となった武蔵村山市立学校教員研修奨励基金条例により、平成27年度に当該教員研修を受講した教職員の一覧を示してございます。

本教員研修奨励基金は、頑張っている教員を応援したいという市民の篤志家からの御寄附により、勤務成績が良好で本研修の目的を遂行できる者、児童・生徒に対して優れた指導力を発揮し後進の模範となる者、研修後に市の学校教育の指針達成及び充実のために指導的役

割を果たすことができる者などを対象として、当該教員が自主的に行う研修に対して助成を行う制度でございます。

N I E全国大会をはじめ、ラオス学校支援視察や、日本ストレスマネジメント学会研修、小中一貫教育全国サミット、また、ハワイで行われました教師語学文化海外研修等文化交流事業、そして、日本語検定や「第九」を歌う会参加など、様々な教育課題に対応した幅広い研修に参加いたしました。

これらの研修を、参加教員の所属校のみならず市内全体に還元する目的で、去る2月29日には、武蔵村山市立学校教員研修「輝きアップ研修」報告会を開催いたしました。

資料7の2（別冊）には、当日、成果報告を行いました受講者の報告書を添付いたしました。

この報告書とともに、プレゼンテーション資料を使ってそれぞれが報告を行い、各教科等への活用や、行事・校内研究等の参考となる成果報告会となりました。

教育委員会といたしましては、教員を育成する視点から、校長会と連携し、今後も本制度の積極的な活用に向けての周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、8点目でございます。

平成28年度武蔵村山市立学校教育課程の受理についてでございます。

資料8（別冊）を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 それでは、平成28年度武蔵村山市立学校教育課程の受理について、御説明いたします。

お手元の資料、各小・中学校から届出のありました、平成28年度教育課程の第一表から第四表及び第五表までの写しを御覧ください。灰色になっているものでございます。

各学校の教育課程編成に先立ち、教育委員会といたしまして、平成28年度本市教育委員会教育目標や、学習指導要領を踏まえた教育課程編成の基本方針を示し、平成27年12月22日に説明会を実施したところでございます。

教育課程の編成に際しましては、特に1点目、来年度、都内全小・中学校で東京都教育委員会オリンピック・パラリンピック教育推進校の指定を受けることから、スポーツをはじめ日本の伝統文化、国際理解など、オリンピック・パラリンピック教育の視点からの教育活動

を年間35時間位置付けること。

2点目、特別の教科、道徳について、来年度より市内全小・中学校で先行実施を行い、新しい内容項目に応じて、体験的学習、問題解決的な学習など、道徳の教科化の視点を踏まえること。

3点目、いじめの未然防止並びに早期対応について、明確に記載すること。

4点目、通常の学級においても特別な支援を要する児童・生徒がいる場合には、個別指導計画を作成し、より個々の実態に応じた指導を行うことなどについて説明を行い、その後、各学校において教育目標を踏まえるとともに、学校経営方針に基づき、その実態に応じた教育課程を編成いたしました。

指導主事が事前相談において指導を行い、教育課程の届出に際しては、その内容が適正であることを確認し、受付をしたところでございます。

平成28年度の各校の授業日数は200日以上を確保し、必要な余剰時数についても適切に確保されております。

この後、各学校の特色を一部御紹介いたします。

まず第一小学校。こちらを御覧いただけますでしょうか。第一小学校の4ページ、中段でございますが、特色ある教育活動の中に、保育園・幼稚園、中学校との連携を明確に位置付けております。本市では、これまで小・中連携、小中一貫教育に取り組んできておりますが、幼稚園・保育園と小学校の一層の連携強化を図るための合同研究も計画されているところでございます。

続きまして、第三小学校。第三小学校の7ページ、下段を御覧いただけますでしょうか。こちらには、小学校の英語の教科化に向け、今年度より第三中学校区と都立上水高校の小・中・高が連携した、英語教育強化地域拠点事業に取り組んでおります。来年度より、第三小学校では、一部、午前5時間制を導入し、授業時数を確保しながら、英語活動の充実を図ってまいります。

続きまして、村山学園、7ページになります。村山学園の7ページ、こちらに特色ある教育活動欄がございます。そちらを御覧ください。村山学園につきましては、小学校1年生から中学校3年生、いわゆる9年生まで全校一斉に定期考査を行ったり、また、時程を工夫することによる補習教室、「パワーアップタイム」を実施したりするなど、施設一体型小中一貫校の特徴を生かしながら、個別のニーズに柔軟に対応すること。また、アクティブ・ラーニングの手法を積極的に取り入れることで基礎学力の向上を図ってまいります。

以上、各学校の教育課程の受理につきまして、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、9点目でございます。

第18回生涯学習フェスティバルの開催結果についてでございます。

資料9を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、文化振興課長から報告いたします。

山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、第18回生涯学習フェスティバルの開催結果について、御報告いたします。

13ページの資料9を御覧ください。

事業の主催は生涯学習フェスティバル実行委員会、共催が武蔵村山市教育委員会で開催されました。

開催期日は2月28日日曜日、午前10時から午後3時まで。

会場につきましては、さくらホールと市役所市民駐車場を使用いたしました。

19部門の団体が参加して、ミニアレンジメントの作成を行ったり、似顔絵の技術指導を行い、来場した市民に様々な体験をしていただきました。

また、イベントにつきましては、10団体が、ノルディックウォーキング、和太鼓、フォークダンス、合唱等を披露いたしました。

そのほか、焼きそば、フランクフルト、ポップコーン等の販売が行われました。

一般来場者は、親子連れも多く、約1,900人で、天気に恵まれ、多くの方々に体験を行っていただきました。

教育長をはじめ教育委員会委員の皆様には、開会式に御出席いただき、大変ありがとうございました。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、10点目でございます。

『武蔵村山の生涯学習』平成26年度版についてでございます。

資料10、別冊になっております。そちらを御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、文化振興課長から報告いたします。

山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、別冊資料10で配付させていただいております、『武蔵村山の

生涯学習』平成26年度版について、御報告いたします。

『武蔵村山の生涯学習』は、本市の生涯学習事業の年度報告として発行しております。平成26年度版では、文化振興課、スポーツ振興課、図書館の所管する事業の実施結果について報告を行っております。

また、資料として、教育委員会組織一覧及び教育委員会の基本方針に基づく主要施策、主要事業、並びに生涯学習関連施設一覧を掲載しております。

発行部数は150部であり、教育委員会委員をはじめ社会教育委員、公民館運営審議会委員、文化財保護審議会委員、スポーツ推進委員、図書館協議会委員等に配付させていただくほか、市民会館、公民館、地区会館、歴史民俗資料館、図書館及び総合体育館等の施設に閲覧用として備えさせていただきます。

今後、生涯学習事業を推進していく上での参考資料として活用してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 続きます、11点目でございます。

平成27年度地域スポーツ活動応援事業「卓球教室」の開催結果についてでございます。

資料11を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、平成27年度地域スポーツ活動応援事業「卓球教室」の開催結果について、御報告をいたします。

2月20日土曜日に開催いたしました卓球教室は、市体育協会や卓球連盟の協力をいただき、延べ250人の参加をいただき盛大に開催することができました。

第1部の講演会では、元アテネオリンピック卓球女子監督の西村卓二氏を講師にお招きし、「アスリートの育て方・指導者について」ということで、福原愛選手とのエピソードなどを含めた講演をいただき、127人の参加者がございました。

第2部の卓球の実技教室につきましては、総合体育館メインアリーナに20台の卓球台を設置し、123人の参加をいただき実施いたしました。

卓球指導は、講師の西村氏をはじめユニバーシアード競技大会優勝選手や、聴覚障害者のオリンピックであるデフリンピック競技大会の優勝選手、さらには東京富士大学卓球部選手など19人の女子卓球選手にもお越しいただき、参加者のレベルに応じた指導や模範演技など



を行っていただきました。

市内小学校、中学校の児童・生徒にも参加いただき、卓球競技の普及、そして、技術の向上にもつながる事業であったと感じております。

教育委員の皆様におかれましては、御多用の中、開会式等に御出席いただきありがとうございました。お礼申し上げます。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、12点目でございます。

平成28年度少年少女スポーツ大会第8回村山っ子相撲大会わんぱく場所の開催についてでございます。

資料12を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、平成28年度少年少女スポーツ大会第8回村山っ子相撲大会わんぱく場所の開催について、御報告いたします。

平成28年度の村山っ子相撲大会につきましては、5月7日土曜日に第十小学校校庭で実施したいと考えております。

主催は武蔵村山市教育委員会、公益社団法人立川青年会議所が共催、主管につきましては、第五中学校区学校運営協議会、協力は立川練成館でございます。

開会式は午前9時から、また、閉会式は競技終了後、午後0時30分頃からを予定しております。

教育長並びに教育委員の皆様におかれましては、開会式、閉会式への出席をいただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

相撲競技につきましては、校庭に4面の土俵を用意し、実施いたしますが、雨天の場合は体育館での実施を予定しております。

参加資格は、市内の小学生と未就学児、また、横田基地の横田友好クラブにもお声かけをさせていただきます。

なお、小学4・5・6年生の優勝者につきましては、武蔵村山チームとして、6月26日日曜日に府中市で開催されます、第28回わんぱく相撲東京都大会に出場できることとなっております。

以上でございます。

○持田教育長 13点目のその他でございますが、特に報告等はございません。

教育長報告は以上でございます。

ただいまの教育長報告に対する質疑等があれば、お受けいたします。いかがでしょうか。

土田職務代理人。

○土田職務代理人 一点だけ、ちょっと。

1点目に報告がございました第1回の市議会定例会の一般質問の関係ですけれども、この中に公共施設の予約方法の改善についてというような質問がありまして、質問要旨としては、予約システムに対する不満や混乱の声が届いているというようなことできつと御質問されているんですね、この内容もそういうふうな書き方がされていますから。

どれだけの大きな声を集約してこういった発言になったか分かりませんが、私が伺っている範囲では、このシステム導入してから反対に分かりやすい、御高齢の方に対して非常に親切に対応してくださっていると。心配して行ったけれども、何の心配もいらなかったんだよというような声を複数人から伺っております。

そういった意味で、機会があったらお礼を言っておいてくれというような意味も含めて、私にその状況をお話されたと思うんですね。ですから、一概に改善をすると、これがいい方向に改善されたんですから、そういった意味で私は良かったと、そういうふうに思っております。これは意見です。そういった市民の声として今代弁させていただきました。

以上です。

○持田教育長 ただいまの土田職務代理人の御意見につきまして、担当の文化振興課長、何かございますか。

山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 今、土田職務代理人に御指摘いただきました市民の声ということで、大変ありがとうございました。

今回の公共施設予約システムにつきましては、市民の公共施設の利用に当たって利便性を高めていくということで導入したものでございます。そういった意味では、そういった声が届いたということは大変喜ばしい、また、うれしいお声だったかなと思います。

それと、使い方が分からない方については、できるだけ丁寧に、また、親切に説明をしていくということで私たちの方も進めておりましたので、そのようなお声が届いたということは大変うれしいこととございます。今後もそういったことに努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○持田教育長 そのほかありますか。

島田委員。

○島田委員 平成27年度市立学校教育研修の「輝きアップ研修」の報告書を見せていただきまして、日本ストレスマネジメント研修会で学んだ教諭が今後授業に取り入れていくとしてあります。私は、ここ最近特にストレスが招く心の病気、うつ病とか心身症とかよく耳にするので、最近子供も大人もですけれども、心身がストレスに弱くなっていると感じます。これからコーピングスキル支援というのは各学校で取り入れていく必要があると思うので、この報告会で具体的なこういうふうに進めていこうというようなことは出ましたでしょうか。

○持田教育長 ただいまの件、いかがですか。

小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 こちら、ストレスマネジメント学会の研修を受けて、本教諭は特別支援学級等を含めて、特に中学生が抱えるストレスをまず把握するというところで、チェックシート等も参考資料としていただいていたということで、そのチェックシートを活用して、そのチェックシートに基づいて子供たちへの関わり方というのが変わってくるのではないかという報告がございましたので、それを今後、学校でまた活用していきたいということでした。

以上でございます。

○持田教育長 よろしいですか。

ほかはいかがですか。

本木委員。

○本木委員 小中一貫校大南学園で学園歌、また、シンボルマークができて、大変喜ばしいことだなと思うんですが、第七小学校と第四中学校の今まで使われていた校歌が歌われるような機会というか、長く慣れ親しんできたと思うので、そこら辺はどのような取扱いになるのでしょうか。

○持田教育長 ただいまの件はどこが答えますか。

榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 先ほど御説明の中でも申し上げましたように、今回新たに策定した学園歌とかシンボルマークというのは、学園としての共通した行事等の中で活用していくということですので、例えば卒業式とか入学式というそれぞれの小学校、中学校での行事については、これまでどおり校歌を活用していくということになると思います。

以上でございます。

○本木委員 分かりました。

○持田教育長 よろしいですか。

同じく校章についても同様に考えてよろしいですね。

○榎並学校教育担当部長 はい。

○持田教育長 ということでございます。

そのほかいかがでしょうか。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 それでは、質疑なしと認めます。

これをもって教育長報告を終わります。

---

◎日程第6 議案第11号 担当部長及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱について

○持田教育長 日程第6、議案第11号 担当部長及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第11号 担当部長及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱について。

担当部長及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する必要があるため、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成28年3月17日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第11号の提案理由を説明させていただきます。

指導担当参事を設置し、併せてその所管事務を定める必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、議案第11号 担当部長及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱についてを御説明申し上げます。

このたびの改正は、新たに教育部に指導担当参事を設置し、併せてその所管事務等を定めるものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

第1条第2項では、学校教育担当部長の所管事務を、組織規則第5条に定める教育部教育指導課の分掌事務のうち第3号を学校経営の指導助言に関することに限定し、第8号から第13号まで、第16号から第21号まで、第23号及び第25号に掲げる事務に改正いたします。

次に、第2条でございますが、こちらでは第1項で教育部に指導担当参事を置くこと。第2項では担当参事の掌理する事務を定めてございます。

次に、第3条では、第2項において、指導・教育センター担当課長の所管事務を定めてございますが、教育指導課の分掌事務のうち第3号は、これまで学校経営に関するものを除くと定めておりましたが、これを「学校経営の指導助言に関するものを除く」と改めることといたします。

次に、附則におきまして、平成28年4月1日から施行することとしてございます。

以上が、議案第11号 担当部長及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱についての御説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定賜りたくお願い申し上げます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 よろしいですか。質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第11号 担当部長及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

---

◎日程第7 議案第12号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

○持田教育長 日程第7、議案第12号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。  
教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第12号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について。

武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する必要があるため、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成28年3月17日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第12号の提案理由を説明させていただきます。

行政不服審査法の施行に伴い、審査請求期間が60日から3か月に延長されることから、様式の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、議案第12号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、御説明いたします。

今回の規則の改正につきましては、行政不服審査法が平成28年4月1日に施行されることに伴い、行政不服審査法に基づく審査請求期間が60日から3か月に延長されることから、規程の整備を行うものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

まず、第2号様式を御覧いただきたいと思います。欄外に行政不服審査法に基づき表示文がございますが、これまで「60日」と審査請求期間を記載してございましたものを、「3か月」に改正するものでございます。

なお、第20様式及び第21号様式につきましても、同様でございますので、説明は省略させていただきます。

なお、附則におきまして、施行期日を行政不服審査法の施行の日からとし、経過措置としてこの規則の施行前になされた処分等はなお従前の例により行われることとしてございます。

以上で、議案第12号の御説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定を賜りたくお願い申し上げます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第12号 武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

---

◎日程第8 議案第13号 武蔵村山市教育委員会職員の職名に関する規程の一部を改正する規程について

○持田教育長 日程第8、議案第13号 武蔵村山市教育委員会職員の職名に関する規程の一部を改正する規程についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

- 松下教育総務課長 議案第13号 武蔵村山市教育委員会職員の職名に関する規程の一部を改正する規程について。

武蔵村山市教育委員会職員の職名に関する規程の一部を改正する必要があるため、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成28年3月17日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

- 持田教育長 それでは、議案第13号の提案理由を説明させていただきます。

地方公務員法の一部改正により、等級別基準職務表が武蔵村山市職員の給与に関する条例に規定され、併せて職務の級の分類の基準となるべき職務の一部が改められたことに伴い、「技能主事」の職名を削除する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

松下教育総務課長。

- 松下教育総務課長 それでは、議案第13号 武蔵村山市教育委員会職員の職名に関する規程の一部を改正する規程につきまして御説明いたします。

今回の改正につきましては、地方公務員法第25条第3項の改正により、職員の職務の等級の分類の基準となるべき職務の内容について定めてございます等級別基準職務表を、武蔵村山市職員の給与に関する条例に定めたことから、併せて技能労務系の職員の職務の内容を整理したことに伴い、職名から「技能主事」を削除するものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

第2条におきまして職名を定めてございますが、技能労務系の職名の欄から「技能主事」を削除いたします。

以上で、議案第13号 武蔵村山市教育委員会職員の職名に関する規程の一部を改正する規程についての御説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定を賜りたくお願い申し上げます。

- 持田教育長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 持田教育長 質疑なしと認めます。



これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第13号、武蔵村山市教育委員会職員の職名に関する規程の一部を改正する規程についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

---

◎日程第9 議案第14号 武蔵村山市立学校ICT教育環境整備計画について

○持田教育長 日程第9、議案第14号 武蔵村山市立学校ICT教育環境整備計画についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第14号 武蔵村山市立学校ICT教育環境整備計画について。

武蔵村山市立学校ICT教育環境整備計画について、別冊のとおり決定するため教育委員会の議決を求めます。

平成28年3月17日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別冊についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第14号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立学校ICT教育環境整備計画を定める必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

中野教育部長。

○中野教育部長 それでは、議案第14号 武蔵村山市立学校ICT教育環境整備計画についま

して、御説明申し上げます。

別冊資料を御覧ください。

本議案につきましては、第2回教育委員会定例会における協議内容を踏まえまして、議決をいただくものでございます。

前回の協議以降の内容の修正等でございますが、41ページを御覧ください。

41ページにはクロス集計表を追加いたしまして、第三中学校の第1学年の生徒へのタブレット端末等を使った授業についてのアンケート結果に回答した98人の生徒のうち、「タブレット端末を使った授業は分かりやすいと思うか」という設問に対しまして、86人の生徒が「分かりやすい」と回答しているという結果を新たに追加してございます。

本計画につきましては、ICT機器の充実や教員の指導力の向上を図り、児童・生徒が学習しやすい環境をつくるため、ICT教育環境として、タブレット端末、無線アクセスポイント、電子黒板、各種ソフトウェア等のコンピュータ等の整備、校務支援システムの導入、校内LAN、セキュリティ対策等の教育ネットワーク基盤の整備、ICT支援員の配置、また、推進事業として、情報教育の充実、ICTを活用した分かる授業の実現、情報化の推進体制の確立とサポート体制の充実を図るなど、学校教育の情報化を推進する計画となっているものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○持田教育長 それでは、これより質疑に入ります。いかがですか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第14号 武蔵村山市立学校ICT教育環境整備計画についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

---

◎日程第10 議案第15号 平成28年度武蔵村山市学校給食基本計画について

○持田教育長 日程第10、議案第15号 平成28年度武蔵村山市学校給食基本計画についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第15号 平成28年度武蔵村山市学校給食基本計画について。

平成28年度武蔵村山市学校給食基本計画について、別冊のとおり決定するため教育委員会の議決を求めます。

平成28年3月17日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別冊についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第15号の提案理由を説明させていただきます。

平成28年度武蔵村山市学校給食基本計画を定める必要があるので、本案を提出するものがございます。

なお、内容につきましては、学校給食課長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

神山学校給食課長。

○神山学校給食課長 それでは、議案第15号 平成28年度武蔵村山市学校給食基本計画について、御説明をいたします。

なお、本計画につきましては、武蔵村山市学校給食運営委員会規則第2条の規定により、武蔵村山市学校給食運営委員会に諮問をし、去る2月19日付けで原案のとおり承認する旨の答申をいただいておりますので、あらかじめ御報告をさせていただきます。

それでは、内容について御説明いたしますので、別冊資料の1ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、1の基本方針でございますが、平成28年度におきまして、学校給食法等の関係法令の改正は予定されていないことから、(1)の学校給食実施に係る基本方針につきましては、平成27年度と変更はございません。

内容といたしましては、本市の学校給食につきましては、学校給食法で定める学校給食の目的を踏まえるとともに、学校給食法第2条に掲げられた7つの目標、1ページに記載しておりますアからキまでに掲げているものでございますが、これらの目標の達成に向けて実施するものであるとしております。

次に、(2)学校給食業務実施に当たっての基本的事項ですが、平成28年度の学校給食業務を実施する上での基本となる事項を5つ取り上げております。

まず、アの学校給食の実施についてですが、成長期にある児童及び生徒の健康の保持増進を図るためとして、栄養バランスのとれた豊かで多様な献立の実施と、魅力ある学校給食の提供に努めるとしております。また、和食についても理解が深まるような献立の実施に努めるとしております。

2ページをお開きいただきたいと思います。

イの食育の推進についてでございます。毎月の予定献立表の紙面を活用した食に関する情報の提供や、旬の食材の使用、行事食・郷土食献立を実施するほか、地場食材につきましても、地元農家に御協力をいただきながら積極的に使用いたしまして、引き続き、学校給食が生きた教材として活用されるよう努めてまいります。

続いて、ウの安全・衛生管理についてですが、給食施設等の点検・清掃、また、学校給食従事者の衛生管理及び健康管理等の徹底などにより、食中毒などの事故防止に努めるとしております。特に職員の衛生管理に関しましては、月2回の細菌検査のほか、昨年度からノロウイルスの流行期である10月から3月までの間において、民間委託の中学校給食の調理従事者も含め、月1回のノロウイルス検査を実施しており、新年度におきましてもこれを継続して実施いたします。

次に、エの給食費収納率向上対策についてですが、現年度分の給食費の収納率は、9月分以降の給食費を、それぞれその前月末に引き落としをさせていただき、いわゆる前払い制を導入した平成25年度では99.40%、また、平成26年度では99.49%まで向上いたしました。今後も給食費の重要性について保護者に十分周知するとともに、未納となっている家庭に対しましては、教育委員会と学校が緊密に連携して積極的な働きかけを行い、収納率の更なる向上に努めてまいります。

最後に、オの給食業務の民間委託についてでございますが、まず中学校学校給食調理等業務につきましては、平成27年度から平成31年度までの5年間を委託期間として、これまでと同じ業者での民間委託を継続することとしたところでございますので、引き続き、安全で安

心できる学校給食の提供がなされるよう、受託者に対する管理指導を徹底してまいります。

一方、市立学校給食センターにつきましては、新たな施設の整備などの間、安定した学校給食の提供が行えるよう、必要な修繕等を行うとともに、新たな学校給食センターの整備と併せ調理等業務の民間委託について検討を進めるとしております。

以上、平成28年度の学校給食業務の実施に当たっての基本的事項について御説明をさせていただきましたが、2ページの最後の3行でございますように、平成28年度におきましても、引き続き、安全・安心でバランスのとれたおいしい学校給食を提供するとともに、学校給食費関係の健全な運営に努めることとしております。

基本方針につきましては、以上でございます。

続きまして、3ページを御覧いただきたいと存じます。

2の基本計画でございますが、(1)の年間給食日数及び(2)の給食1食当たりの平均的な単価及び給食費の額につきましては、平成27年度と変更はございません。

次に、4ページをお開きいただきたいと存じます。

(3)の給食基本人員につきましては、日々給食をとる児童・生徒及び教職員の数で、全体では7,242人と見込んでおります。平成27年度と比較しますと、小学校で66人の減、中学校で25人の増、全体では41人の減となっております。

次に、(4)の献立目標でございますが、こちらは主食の区分による給食日数等を定めたもので、それぞれの実施割合につきましては今年度と同じでございます。

続いて、5ページから8ページにかけまして、学校給食センターの稼働日数及び稼働日を定めてございますが、小学校給食、中学校給食ともに、今年度と同様192日の稼働を予定しております。

続いて、9ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入歳出予算の概要について、科目ごとに順次御説明いたします。

初めに歳入予算の給食費でございますが、こちらは現年度分の給食費で、本年度予算額は3億1,823万9,000円、前年度と比較して7万1,000円の増となっております。

学校給食基本人員につきましては、先ほど全体で41人の減を見込んでいるという説明をさせていただきましたが、年々収納率が向上している状況から、平成27年度の99.0%に対し、平成28年度は99.40%の収納率で予算見積りをしたことにより、増となっているものでございます。

続いて、過年度分給食費でございますが、本年度予算額は179万3,000円で、前年度と比較

しますと、63万7,000円の減でございます。現年度分の収納率が向上したことにより、調定見込額自体が減少したことが減額の主な要因でございます。

また、試食会費につきましては、前年度と同額の14万円を計上しております。

次の繰越金と雑入でございますが、いずれも科目存置でございます。

続いて、(2)の歳出予算について御説明いたします。歳出予算は、小学校費、中学校費ともに、給食物資の購入経費でございます。小学校費の予算額は2億488万3,000円で、前年度と比較して191万6,000円の減。また、中学校費の予算額は1億1,529万1,000円で、前年度と比較して135万円の増となっております。これらの増減はいずれも基本人員の増減見込みによるものでございます。

以上のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億2,017万4,000円となり、前年度と比較しますと、56万6,000円、約0.18%の減となっております。

10ページ、11ページにつきましては、ただいま御説明いたしました歳入予算の積算基礎をお示ししたものでございます。

また、11ページ、ウの試食会費の部分でございますが、前年度と同様、延べ550人の参加を見込んだところでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、平成28年度武蔵村山市学校給食基本計画についての説明とさせていただきます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第15号、平成28年度武蔵村山市学校給食基本計画についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

---

◎日程第 1 1 議案第 1 6 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の委員の任命について

○持田教育長 日程第11、議案第16号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の委員の任命についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第16号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の委員の任命について。

武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第5条第1項の規定に基づき、学校運営協議会委員を任命する必要があるため、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成28年3月17日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第16号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立第二小学校、第三小学校、第八小学校、第九小学校、第十小学校及び第五中学校の学校運営協議会委員の任命をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、学校教育担当部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、議案第16号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の委員の任命について、御説明させていただきます。

武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第5条の第1項の規定に基づきまして、委員の任期が満了となります武蔵村山市立第二小学校、第三小学校、第八小学校、第九小学校、第十小学校、第五中学校について、委員の任命をお願いするものでございます。

学校運営協議会委員の任命に当たりましては、武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第5条の第2項に、教育委員会は指定学校の校長に対して委員の候補の推薦を求めることができる旨を、また、同条第3項に、指定学校の校長は委員として適当と認める者がある場合は、第2項の規定による求めに応じて委員の候補者を推薦する旨の規定がありますことから、今

回、6校の校長から推薦のあった委員候補者について、委員としての任命をお願いするものでございます。

新たな委員候補者として、民生委員から推薦された方、PTA関係者の方、保護者の方、自治会長、近隣の高等学校教員が推薦されております。

詳細につきましては、議案別紙にて御確認いただきたいと思います。と存じます。

説明につきましては、以上でございます。

○持田教育長 第二小学校から第五中学校までの一括でございますので、よろしく願いいたします。

○高橋代表教育委員 よろしいのではないですか。

○持田教育長 よろしいですか。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第16号、武蔵村山市立学校学校運営協議会の委員の任命についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

---

## ◎日程第12 議案第17号 武蔵村山市社会教育委員の委嘱について

○持田教育長 日程第12、議案第17号 武蔵村山市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。



○松下教育総務課長 議案第17号 武蔵村山市社会教育委員の委嘱について。

武蔵村山市社会教育委員の委嘱について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成28年3月17日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

○持田教育長 それでは、議案第17号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市社会教育委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、文化振興課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、議案第17号の武蔵村山市社会教育委員の委嘱について、御説明いたします。

別紙の名簿を御覧いただきたいと思っております。

武蔵村山市社会教育委員設置条例第3条に基づき、社会教育委員10人を委嘱しておりますが、3月末日をもって任期が満了することから、新たに委員を委嘱する必要が生じたので、8人の方について提案するものでございます。

名簿の最初の有馬光彦さんにつきましては、現在、市立第八小学校の学校運営協議会委員で、学識経験のあるものでございます。

また、名簿の3番目の齊藤イト子さんにつきましては、現在、生涯学習推進会議委員であり、社会教育の関係者でございます。

以下、栗岩淳一さん及び椎野やよいさんから山田健さんまでの6人につきましては、再任でございます。

なお、残りのお2人につきましては、現在、小・中学校の校長会に委員の推薦を依頼しているところでございます。

任期につきましては、平成28年4月1日から2年間になります。

以上で、説明とさせていただきます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第17号 武蔵村山市社会教育委員の委嘱についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

---

◎日程第13 議案第18号 武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱について

○持田教育長 日程第13、議案第18号 武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第18号、武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱について。

武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成28年3月17日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第18号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市公民館運営審議会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱する必要があるもので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、文化振興課長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、議案第18号の武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱について、御説明いたします。

別紙の名簿を御覧いただきたいと思います。

武蔵村山市公民館条例第19条に基づき、公民館運営審議会委員10人を委嘱しておりますが、3月末日をもって任期が満了することから、新たに委員を委嘱する必要が生じたので、8人の方について提案するものでございます。

名簿の井上昇さんから本村ヒロ子さんまでの7人の方につきましては、再任でございます。最後の吉田邦子さんは、現在、武蔵村山市生涯学習推進会議委員であり、学識経験のあるものでございます。

なお、残りのお2人につきましては、中学校校長会及び青少年対策地区連絡会に委員の推薦を依頼中でございます。

任期につきましては、平成28年4月1日から2年間であります。

以上、説明とさせていただきます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第18号 武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎日程第14 議案第19号 武蔵村山市文化財保護審議会委員の委嘱について

○持田教育長 日程第14、議案第19号 武蔵村山市文化財保護審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第19号 武蔵村山市文化財保護審議会委員の委嘱について。

武蔵村山市文化財保護審議会委員の委嘱について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成28年3月17日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第19号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市文化財保護審議会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱する必要があるもので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、文化振興課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 それでは、議案第19号の武蔵村山市文化財保護審議会委員の委嘱について、御説明いたします。

別紙の名簿を御覧いただきたいと思います。

武蔵村山市文化財保護条例第40条に基づき、文化財保護審議会委員10人に委嘱しておりますが、3月末日をもって任期が満了することから、新たに委員の委嘱をする必要があることから、提案をさせていただきました。

名簿の内野正さんから原田英治さんまで、文化財に関し広く、かつ、高い識見を有するもので、10人全員が再任でございます。

任期につきましては、平成28年4月1日から2年間になります。

以上、説明とさせていただきます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第19号 武蔵村山市文化財保護審議会委員の委嘱についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎日程第15 議案第20号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱について

○持田教育長 日程第15、議案第20号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第20号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱について。

武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成28年3月17日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第20号の提案理由を説明させていただきます。

スポーツ推進委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、スポーツ振興課長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、議案第20号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱について、御説明をさせていただきます。

スポーツ推進委員につきましては、スポーツ基本法第32条及び武蔵村山市スポーツ推進委員に関する規則第3条に基づき、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、その職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、教育委員会が委嘱をするものでございます。

現委員の任期が平成28年3月31日で満了となることから、新たに委員を委嘱する必要が生

じましたので、提案するものでございます。

資料の別紙を御覧いただきたいと存じます。

武蔵村山市スポーツ推進委員につきましては、定員が14名でございますが、まだ1名については候補者の選定中でございますので、13名の委員について提案させていただいております。

資料にお示ししている委員のうち、新しく委員をお願いする方は小池孝さんと谷口雄太郎さんの2名でございますが、小池さんにつきましては、市内学園在住で、陸上競技の公認審判員を取得されている方でございます。また、谷口さんにつきましては、市内中央在住で、自転車競技やキンボールを得意としている方でございます。

なお、ほかの11人について再任となっております。

任期につきましては、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間となっております。

以上でございます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第20号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

---

## ◎日程第16 協議事項

○持田教育長 日程第10、協議事項を議題といたします。

委員からの協議事項をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 それでは、事務局からの協議事項をお受けいたします。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 事務局から、平成28年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞(案)についての御協議をお願いいたします。

○持田教育長 それでは、協議事項、平成28年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞(案)についての説明を求めます。

小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 それでは、平成28年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞(案)につきまして、御説明いたします。

平成28年4月6日水曜日に市立小学校の、同4月7日木曜日に市立中学校及び小中一貫校村山学園の入学式が挙行されます。

小学校の告辞につきましては、新1年生に期待することとして、先生の話をよく聞くこと、友達と仲良くすること、挨拶をすることの3点について述べたものとなっております。

また、おめくりいただきますと、小中一貫校村山学園につきましては、1年生と7年生に分けて構成しております。1年生につきましては、先生の話をよく聞くこと、友達と仲良くすること等について、7年生については、自信と誇りを持って生活することについて述べたものとなっております。

また、おめくりいただきますと、中学校の告辞につきましては、中学校生活に対して、進んで学習し、よく考えて判断すること、自分の行動を振り返り、正しい行動を心がける等について述べたものとなっております。

よろしく御協議を賜りたくお願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 これより、協議事項に対して、御意見、質疑等があればお受けいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって協議事項を終わります。

---

◎日程第17 その他

○持田教育長 日程第17、その他に入ります。

委員からの報告等の御発言があればお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 特によろしいですか。

事務局からの報告等の御発言があればお受けいたします。

○松下教育総務課長 事務局からはございません。

○持田教育長 それでは、これをもってその他を終わります。

---

○持田教育長 次に、日程第18、議案第21号、日程19、議案第22号及び日程第20、議案第23号の審議といたします。

この3議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7号ただし書きの規定に基づき、秘密会で審議したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 御異議なしと認めます。

よって、秘密会とすることに決しました。

ただいまから会議を秘密会といたします。

ここで、関係者以外の職員が退席いたしますので、暫時休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前10時56分再開

○持田教育長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程第18 議案第21号 東京都教育委員会職員の派遣に関する協定締結の臨時代理の承認について

(議案第21号は人事案件のため、会議録は非公開)

◎日程第19 議案第22号 指導主事の任命について

(議案第22号は人事案件のため、会議録は非公開)

◎日程第20 議案第23号 統括校長の任命について

(議案第23号は人事案件のため、会議録は非公開)

---



◎閉会の辞

○持田教育長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成28年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前11時08分閉会